



孤独・孤立^{対策}
官民連携プラットフォーム

これまでの孤独・孤立対策について



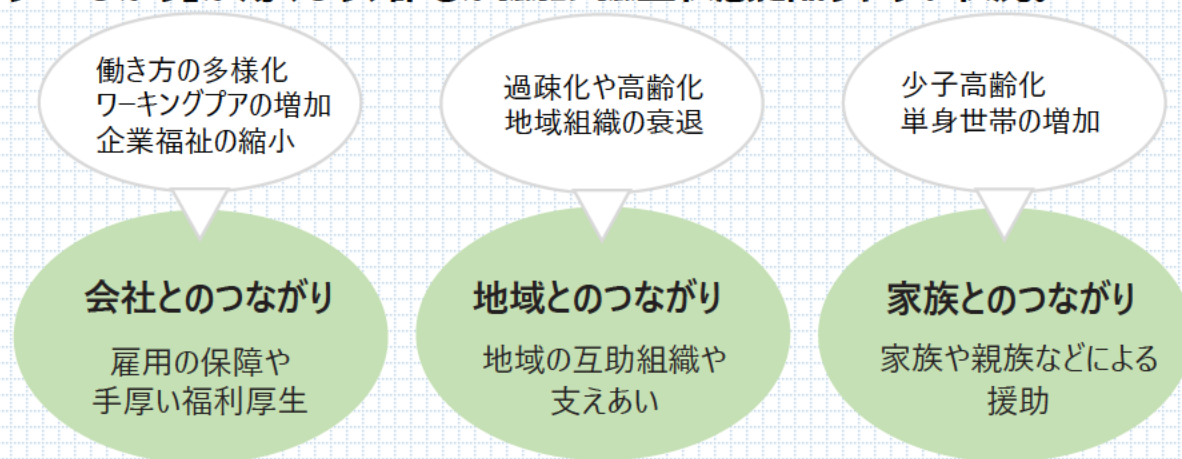
令和6年11月6日（水）

内閣府 孤独・孤立対策推進室
参事官補佐 荒川 裕美

孤独・孤立について（背景）

背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社**などにおける人との「つながり」が薄くなり、**誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況**。



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶりの対前年比増※

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

※R1とR2を比較

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、**社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施**するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

孤独・孤立について（孤独・孤立の状態）

孤独・孤立の状態

「孤独」（一般的な捉え方）

主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」（一般的な捉え方）

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

- ➡ 孤独と孤立は密接に結びついているが、
- ・孤立しているが孤独は感じていない
 - ・孤立していないが孤独を感じている
- ということもありうる。

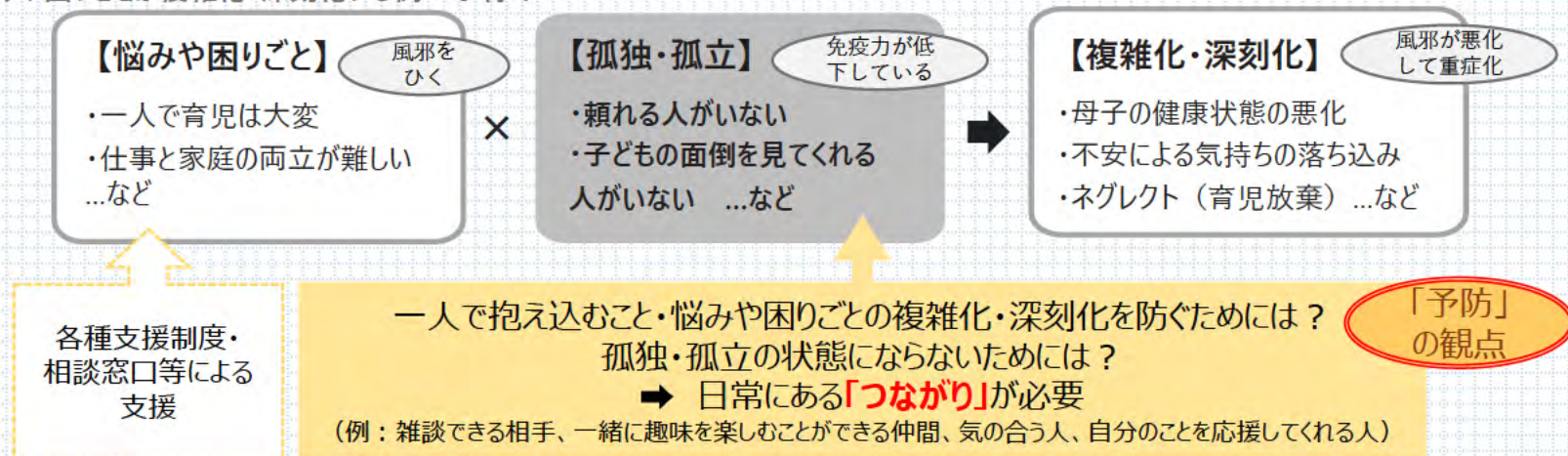
「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。

「一人であること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」（孤独・孤立対策推進法における定義）

孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て



(参考) 国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究

孤独・社会的孤立／人と人とのつながりの希薄化が与える影響

◆ 健康上の様々なリスク

- ・ 社会的孤立は喫煙・肥満・運動不足よりも健康上のリスクが高い
(Holt-Lunstad J(2010)Social Relationships and Mortality Risk A Meta-analytic Review)
- ・ 社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある
(Jo Cox Commission on Loneliness「Combating loneliness one conversation at a time : A call to action」)
- ・ 他者との交流頻度が週1回未満だと認知症の発症リスクなどの健康リスクが上昇
(斉藤雅茂・近藤克則・尾島俊之ほか(2015)日本公衆衛生雑誌)

◆ 自殺念慮、自傷行為への大きな因子

- ・ 孤独・孤立や社会的支援の欠如が自殺念慮や自傷行為のリスクにつながるという調査結果
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)

◆ 日常生活における様々な経済的・社会的活動の意欲減退

- ・ 3～4割程度の若者が、孤独を感じているときは、孤独を感じていないときに比べて、「外出」「学業・仕事」「家事・育児」に対する意欲を減退させるという調査結果
(株)野村総合研究所「新型コロナウイルス流行に係る生活の変化と孤独に関する調査」(2022))
- ・ 職場における支援的で包摂的な人間関係は、仕事に関する満足感、エンゲージメント、能力の発揮に関連。キャリアアップ、収入等経済的安定性にも影響。(労働生産性の低下)
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)



Social isolation and loneliness have **serious health consequences.**

Their health risks are comparable to smoking daily, excessive drinking, and obesity.



“社会的孤立と孤独は深刻な健康被害をもたらす。その健康リスクは、日常的な喫煙、過度の飲酒、肥満に匹敵する。”

出典：Infographic
(WHO Commission on Social Connection)

人と人とのつながりが地域社会にもたらす効果

◇ ポピュレーションヘルス

- ・ 感染症への予防行動など

◇ コミュニティ・セーフティ

- ・ 住民間の信頼感、暴力は許されないとする抑制効果など

◇ 経済的豊かさ

- ・ 雇用、経済的な機会及び情報の共有、失業からの回復など

◇ 災害への備えとレジリエンス

- ・ 訓練を受けた専門家より近くにいる隣人が最初に対応、知識と資源を隣人と共有など

◇ 市民参画

- ・ 「公共の関心ごとに対処するための行動」レベルの向上、政策やプログラムへの住民意思の反映による市民参画の継続と拡大

出典：“Our Epidemic of Loneliness and Isolation—The U.S. Surgeon General’s Advisory on the Healing Effects of Social Connection and Community”(2023)

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年）より①

約4～5割の人が孤独を感じている

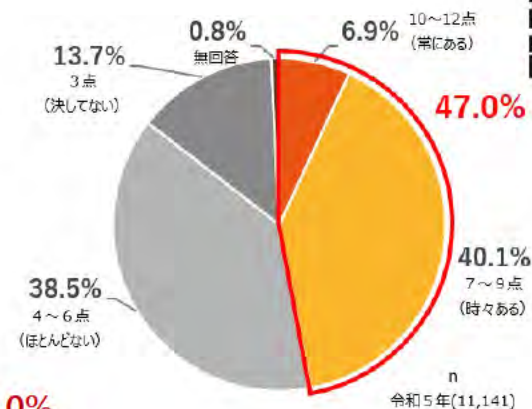
↓ 調査結果の詳細は ↓



問1～3

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

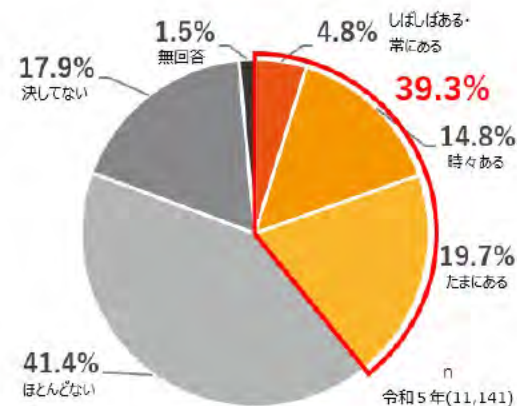
- | | |
|-----------|---------|
| 1. 決してない | 3. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 4. 常にある |



・孤独感が「10～12点（常にある）」「7～9点（時々ある）」の人が**47.0%**

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 決してない | 4. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 5. しばしばある・常にある |
| 3. たまにある | |



・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が **39.3%**

※問1～3は「UCLA孤独感尺度」の日本語版3項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価している。「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

政府のこれまでの主な対応

令和3年2月 孤独・孤立対策担当大臣の任命
内閣官房孤独・孤立対策担当室の設置

司令塔
機能

令和3年3月 全省庁の副大臣を構成員とした会議立ち上げ

政府内
連携

令和3年3月 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を開始

予算確保

令和3年8月 孤独・孤立対策ウェブサイトの公開

広報
周知啓発

令和3年12月 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施

実態
把握

令和3年12月 孤独・孤立対策重点計画の決定

理念・方針

令和4年度 地方版官民連携プラットフォーム事業開始

地方の官民
連携促進

令和4年7月 孤独・孤立相談ダイヤルの試行

相談支援

令和5年5月 孤独・孤立対策推進法の成立
令和6年4月 施行

法律

令和6年6月 法に基づく、
孤独・孤立対策重点計画の決定

孤独・孤立対策
を強化・深化

民間団体・NPO
との対話、連携

政府全体での対応、民・NPOとの連携がポイントだね！



「あなたはひとりじゃない」
ウェブサイト



官民連携プラットフォーム設置



5月は「孤独・孤立対策強化月間」です



「孤独・孤立対策強化月間」
ウェブサイト



ひとりぼっちで悩む孤独・孤立のつらさが少しでも減る。こころのほぐれや笑顔も、あなたに訪れるのを待っています。

もう、ひとりで悩まない、
みんなで支え合う社会へ

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として令和4年2月に設立。

主な活動

1. 複合的・広域的な連携強化活動

○分科会開催

- ・孤独・孤立に係る課題等のテーマ毎に分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論。
分科会1「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」
分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

2. 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

（1）シンポジウムの開催

- ・より多くの方に孤独・孤立対策を認識してもらうため、理念や連携の事例、実態把握調査の結果などに関するシンポジウムを令和4年度から開催。
＜令和6年度のテーマ＞
「孤独・孤立対策のこれまでとこれから～『連携・協働』について考える～」など（2回程度開催予定）

（2）孤独・孤立対策強化月間（5月）

- ・「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施

（3）つながりサポーター

- ・孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする「つながりサポーター」養成講座を実施（講座実施にあたっての協力、自主的な取組など）。

3. 情報共有、相互啓発活動

（1）会員向け情報共有・情報発信

- ・関係団体の活動紹介や支援情報などをメールマガジン形式で定期的に発信。
・プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問しご紹介する「事務局訪問記」を実施。

（2）孤独・孤立に関する調査

- ・孤独・孤立に資するNPO法人等への調査の実施など

体制

※会員数600団体
（令和6年10月1日時点）

会員 (398)

総会

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、関係府省庁等

幹事会

- ・会員の中から選出
- ・総会へ議案提出等運営に必要な事項を実施

協力会員 (156)

経済団体、地方自治体など
本会活動を協力する団体
※都道府県・政令指定都市
は全て会員登録済

賛助会員 (46)

民間団体・助成団体等など
本会活動を支援する団体

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会（令和4年度～）

- 孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論。
- 「孤独・孤立対策を推進する上での基本となる事項であり、かつ会員間で共通する課題である事項」として、以下の3つのテーマの分科会を設置。

分科会1「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討

- 【目標】「声を上げやすい・声をかけやすい」社会の実現を目指し、孤独・孤立についての理解・意識を浸透させつつ、
- ・制度を知らない層：当事者が利用できる必要な支援情報が届くようにする
 - ・制度は知っているが相談できない層：スティグマの解消に向けた取組により、相談がしやすい社会を目指す
 - ・相談者となる層：様々なステークホルダーを取り込み、機運醸成を図る

分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理

- 【目標】・国・地方・民間企業・NPO、社協等の各主体の役割・関わり方の整理、各主体間の連携の姿の提示
- ・足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案 など

分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討

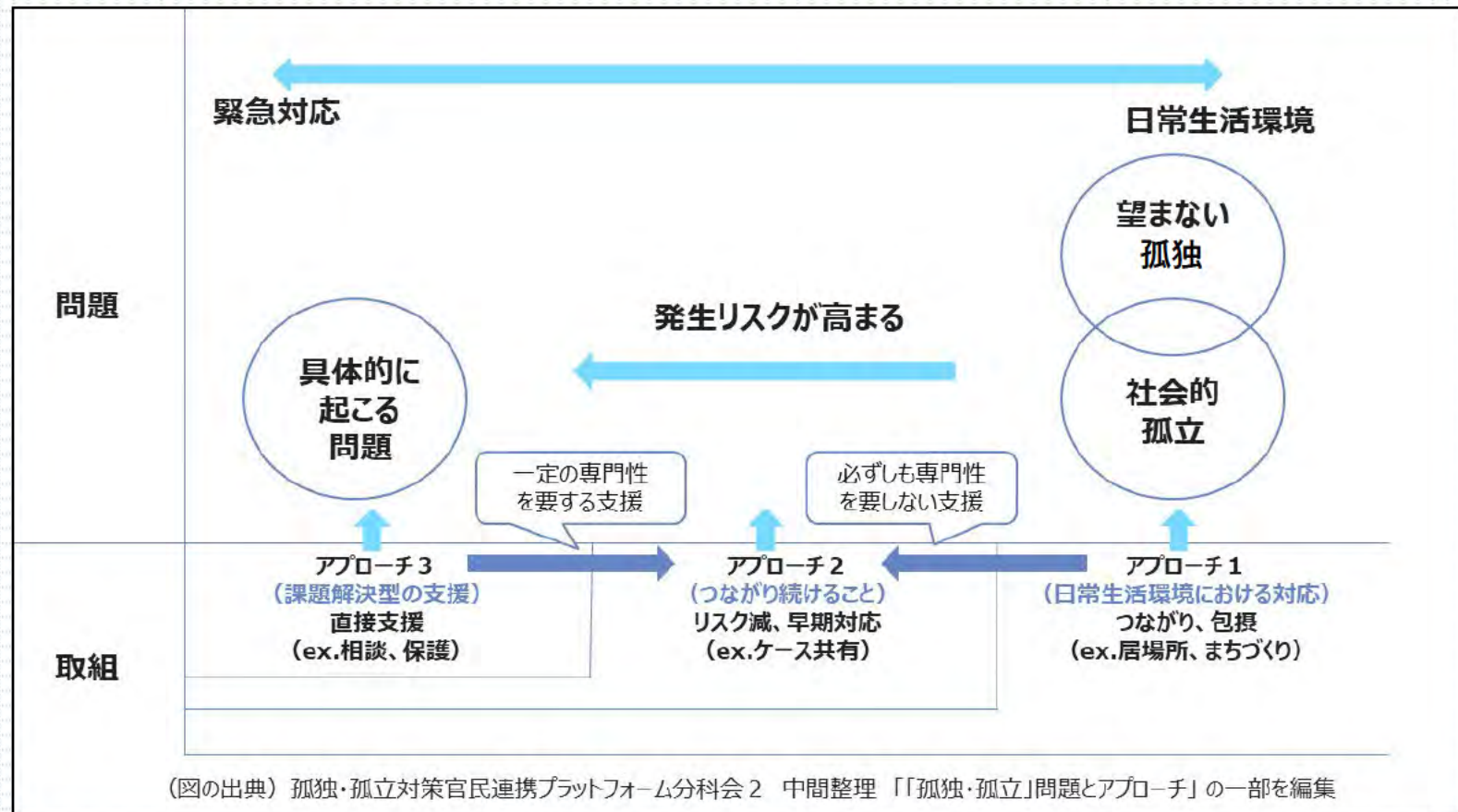
- 【目標】・統一的な相談支援体制の構想に関する論点整理
- ・相談支援機関間の連携強化
 - ・相談体制の人材育成の強化に必要な取組・方策の整理
 - ・「相談」と「支援」のつなぎの姿・仕組みの提示

※ 総合緊急対策「統一的な相談窓口体制の推進」と連携しつつ、検討等

孤独・孤立について（「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像）

「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像

孤独・孤立対策においては、アプローチ3「具体的に生じた課題を解決するための緊急対応(相談支援体制等)」のみならず、アプローチ1「日常生活環境（地域社会のあらゆる生活環境）における対応」、さらにアプローチ2「つながり続けること」が、**予防や早期対応の観点**からも重要。



趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

孤独・孤立対策重点計画（令和6年6月11日策定） （基本理念・基本方針・特に重点を置いて取り組むべき事項）

孤独・孤立対策の基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
- (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

➡ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ① 孤独・孤立の実態把握
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ① 相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- ② 人材育成等の支援

孤独・孤立対策重点計画
（令和6年6月11日
孤独・孤立対策推進本部決定）

https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku.html



(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ① 居場所の確保
- ② アウトリーチ型支援体制の構築
- ③ 人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進
- ④ 地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
- ② NPO等との対話の推進
- ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成
- ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

特に重点を置いて取り組むべき事項

- ① 地方公共団体及びNPO等への支援（地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの立ち上げに係る伴走支援等）
- ② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化（孤独・孤立対策強化月間等の広報、つながりサポーターの養成等）
- ③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

令和6年度 孤独・孤立対策強化月間における取組概要

- 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施。(孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果)
- 初の本格実施となる本年は、社会全体で孤独・孤立対策に関する理解浸透や機運醸成を図るため、全ての国民を対象とした広報・イベントを展開。

孤独・孤立対策強化月間HP
https://www.notalone-cas.go.jp/category/monthly/



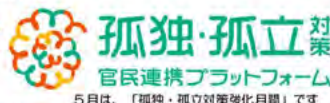
広報

広報ポスター・ロゴ



- ◀ 幅広い年代や性別に親しみやすいデザインで、孤独・孤立対策が目指す社会像について周知・啓発
全国の自治体、PF※会員団体、各交通事業者での掲示やSNSでの発信にて展開

- ▶ PF※会員へ月間ロゴマークの活用を呼びかけ



※PF：孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

月間特設Webページ

- ◀ 孤独・孤立の問題の啓発、支援・相談窓口を探せるチャットボットの紹介、月間中に全国各地で行われる取組の紹介等を行う月間特設Webページを開設

SNS広告、検索連動広告

Facebook、Instagram、X、YouTube、等において、広告を配信

Google、Yahoo!で関連ワードを検索した方に月間ページへの誘導バナーを表示



相談窓口・イベント

孤独・孤立相談ダイヤル#9999

- ▶ 統一的な相談窓口体制の推進に向けた試行事業である孤独・孤立相談ダイヤルを5月2日～7日で開設

メタバース空間におけるイベント

2Dのメタバース空間を活用し、孤独・孤立対策の周知啓発などを目的とした各種イベントを実施

「孤独・孤立相談ダイヤル」の開設期間中は、メタバース上でも悩みを抱える当事者の相談を受付



- ▽ 期間中には「つながりサポーター養成講座」や「NPO向けファンドレイジング講座」等のセミナーも開催



セミナー開催



相談窓口



取組紹介コーナー



【メタバース開設期間】 令和6年5月1日(水)～5月30日(木) 午前10時～午後6時
※5月2日(木)～6日(月)は相談窓口の受付時間に合わせて開設時間を午後10時まで延長

つながりサポーター

- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1の議論において、「『認知症サポーター養成事業』を参考に、孤独・孤立の理解者を増やす活動として同養成講座のような仕組みを設ける」こととされたことを受け、「つながりサポーター」養成に関するカリキュラム等を検討

検討の方向性 ※サポーターの役割等についてはプラットフォームで今後検討予定

- ・ 一般市民を対象。
- ・ 孤独・孤立の問題について正しい知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする人（つながりサポーター）を養成するためのカリキュラムやテキストを開発。
- ・ 「誰もが困ったときに気軽に声をあげられる・かけられる社会」の実現を目指す。

検討経過・今後の予定

<令和5年度>

- ・ 自治体、相談業務を担うNPO、有識者等を構成員とする検討会で試行実施用テキスト案、カリキュラム等を検討
- ・ 全国5か所で試行実施、検討会においてテキストやカリキュラムの改善を検討

<令和6年度>

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおける検討を経て、本格実施開始（全国20か所程度）

「つながりサポーター養成講座」とは？

孤独・孤立に関する知識を学び、
みんなで孤独・孤立について考える場が「つながりサポーター養成講座」です。
ここにいる皆さん同士のつながりも大切にしながら、
「誰もが困ったときに気軽に声を上げられる・かけられる社会」の実現に向けて、
一緒に踏み出していきましょう。



孤独・孤立対策重点計画 (基本理念・基本方針・特に重点を置いて取り組むべき事項)

孤独・孤立対策の基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
- (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい社会**とする
 - ① 孤独・孤立の実態把握
 - ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
 - ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) **状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる**
 - ① 相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
 - ② 人材育成等の支援

孤独・孤立対策重点計画
(令和6年6月11日
孤独・孤立対策推進本部決定)



https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku.html
- (3) **見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う**
 - ① 居場所の確保
 - ② アウトリーチ型支援体制の構築
 - ③ 人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進
 - ④ 地域における包括的支援体制等の推進
- (4) **孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する**
 - ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
 - ② NPO等との対話の推進
 - ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成
 - ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

特に重点を置いて取り組むべき事項

- ① 地方公共団体及びNPO等への支援（地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの立ち上げに係る伴走支援等）
- ② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化（孤独・孤立対策強化月間等の広報、つながりサポーターの養成等）
- ③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

- 孤独・孤立で悩んでいる方向けに、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、情報発信するウェブサイトを作成。（18歳以下向け：2021年8月～、一般向け：2021年11月～）
- チャットボット（自動応答システム）により、相談者を適切な支援制度や相談先へご案内するとともに、孤独・孤立で悩んでいる方が声を上げやすくなるコンテンツを掲載。

一般向けページ (サイトトップページ)

自動応答によるチャットボットにより、約150の国の支援制度や相談窓口の中から、利用者の悩みに応じたものを紹介する機能や、悩みを抱えている方向けのFAQや専門家からのヒント等を掲載。

悩みに対応する国の支援制度・相談窓口を紹介

The screenshot shows a chatbot interface with a list of countries and their corresponding support systems. The chatbot is asking for the user's country and then providing a list of support systems for that country.

FAQ

The screenshot shows the FAQ section of the website, which includes a list of frequently asked questions and their answers.

専門家からのヒント

The screenshot shows the 'Tips from experts' section of the website, which includes a list of tips and advice from experts.

【サイトバナー・QRコード】

あなたのための支援があります

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室



【URL】 <https://notalone-cao.go.jp/>

18歳以下向けページ (サイト内ページ)

自動応答によるチャットボットにより、利用者の悩みに応じた相談窓口を紹介する機能や、悩みを抱えている方向けのQ&A等を掲載。

悩みに対応する相談窓口を紹介

The screenshot shows a chatbot interface for users aged 18 and under. The chatbot is asking for the user's age and then providing a list of support systems for that age group.

悩みを抱えている方の質問や回答

孤独・孤立対策推進室が答えます！
みなさんからの質問

- Q 悩みごとって1人で解決するものですか？
- A いいえ、悩みごとは1人だけで解決するものではありません。1人で悩みをかかえていると、だんだん気持ちが悪くなる場合があります。
- まずは周りの人や相談窓口でお話してみるのはどうでしょうか。話かたによることは、決してはずかしいことでもありません。

【サイトバナー・QRコード】

The banner for the 18 years and under page features the text '18歳以下のみあなたへ' (Only for you, 18 years and under) and '悩みを相談できる窓口をご紹介します' (We will introduce you to a consultation window where you can talk about your problems). It also includes a button that says '探してみる' (Let's look for it).



【URL】 <https://notalone-cao.go.jp/under18/>

孤独・孤立相談ダイヤル（統一的な相談窓口体制の推進）

- 長引くコロナ禍や物価高騰等を踏まえ、**孤独・孤立で悩む方へのきめ細やかな対応**が課題。
- 孤独・孤立に関する**個人の悩みは複雑化・多様化**。一方、**相談窓口は分野やエリアに応じた様々**なものが存在。
- 相談窓口へのアクセスの容易化、相談ニーズへの迅速な対応のため、**NPOなど関係団体が連携**して、**統一的に24時間相談を受け付ける窓口体制**（「**孤独・孤立相談ダイヤル**」#9999）や**相談と支援をつなぐ連携の強化**を試行中。

実施体制

- 官民連携プラットフォーム分科会3の担当幹事団体が本事業の企画実行委員会となって、実施に向けて検討、企画。
※分科会3テーマ「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」
- 相談対応、地域での支援について官民連携プラットフォーム加入団体の協力を得る。
- 各自治体、警察、消防、自立支援機関等へ協力依頼予定。

協力団体

【相談対応】

自殺対策センターライフリンク、日本いのちの電話連盟・社会的包摂サポートセンター、日本産業カウンセラー協会、チャイルドライン支援センター 全国女性シェルターネット、BONDプロジェクト 他
【地域の支援（面談・同行支援）】
全国社会福祉協議会、生活困窮者自立支援全国ネットワーク 他

実施方法

- 統一番号（#9999、フリーダイヤル）、統一名称を設定
- 音声ガイダンスにより、利用者が分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげる
分野の例：死にたいほどつらい気持ち、生活困窮、外国語による相談、こども、その他何でも 他
- 相談内容が深刻と判明した場合、地域の支援団体につなげる。
※民間事業者へ委託し、各協力団体の相談員等の謝金等の支払い、シフト表の調整、相談記録の整理等を行う。
※相談記録票、相談対応の基本方針やつなぎ先のマニュアルを作成、共有。⇒ 分析・検証に生かす
- 3期に分け、手法の改善を行いつつ、相談から支援につなぐモデルの構築に重点を置いた試行を行う。

実施状況

R4/ 7/ 7～ 7/14	第1期試行
R4/ 8/30～ 9/ 6	第2期試行
R4/12/ 1～12/ 2	いのちの日に試行
R4/12/28～R5/1/4	第4期試行
R5/12/15～R6/1/4	第5期試行
R6/ 5/ 1～ 5/ 7	第6期試行

分析・検証、成果

- 応答率・利用者数の時間帯別等の変化、年代等の属性、相談分野や対応の種類（傾聴、情報提供・助言、面談、同行支援、関係機関との連携など）ごとの状況等进行分析、検証。
- 相談窓口の効果的な連携体制やスムーズな相談から支援へのスムーズな連携・引継ぎの在り方を整理。人材育成の強化に必要な方策も整理。

孤独・孤立相談ダイヤル（統一的な相談窓口体制の推進）

第6期の状況

○ねらい：既存の窓口の多くが閉まるGWの期間を含む5日間で実施。

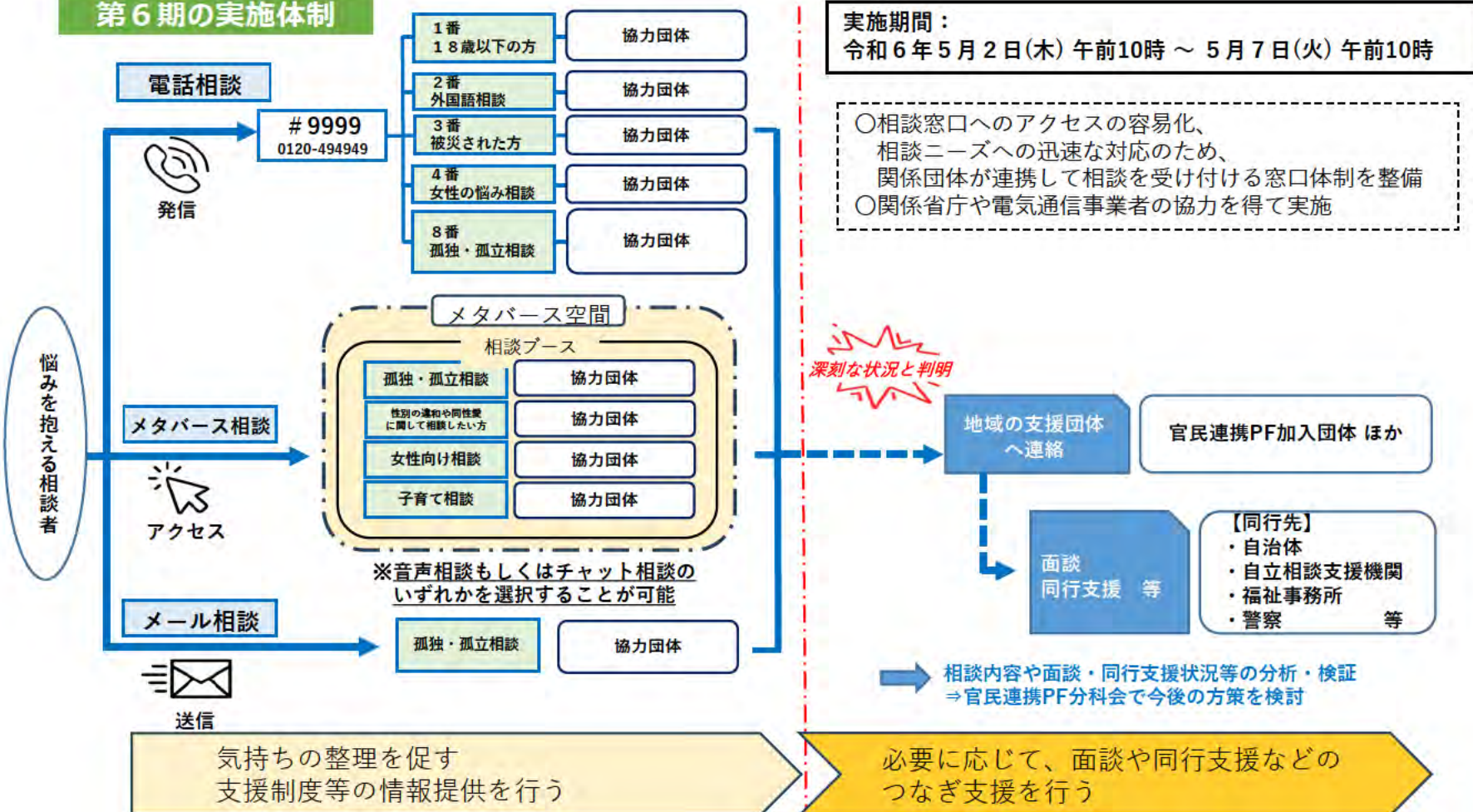
※数字は電話のみで暫定値

○呼出件数：**4,839件**、接続完了：**936件**

○応答率：全体**19.3%** 18歳以下：**58.5%**、女性の悩み：**14.8%**、被災相談：**52.9%**、孤独・孤立：**19.7%**

○つなぎに関して調整した深刻な相談対応： 6件

第6期の実施体制



孤独・孤立対策重点計画 (基本理念・基本方針・特に重点を置いて取り組むべき事項)

孤独・孤立対策の基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
- (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい社会**とする

- ① 孤独・孤立の実態把握
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- (2) **状況に合わせた切れ目のない相談支援**につなげる

- ① 相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- ② 人材育成等の支援

孤独・孤立対策重点計画

（令和6年6月11日

孤独・孤立対策推進本部決定）

https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku.html



- (3) **見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**を行う

- ① 居場所の確保
- ② アウトリーチ型支援体制の構築
- ③ 人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進
- ④ 地域における包括的支援体制等の推進

- (4) **孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化**する

- ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
- ② NPO等との対話の推進
- ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成
- ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

特に重点を置いて取り組むべき事項

- ① 地方公共団体及びNPO等への支援（地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの立ち上げに係る伴走支援等）
- ② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化（孤独・孤立対策強化月間等の広報、つながりサポーターの養成等）
- ③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

令和6年度 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査 採択事業＜NPO等＞

概要

- 孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定）に基づき、地域の実情に応じた孤独・孤立対策を推進。
- NPO法人や社会福祉法人等非営利団体が行う事業を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開。取組に当たっては、委託先である（株）NTTデータ経営研究所が伴走支援を実施。

採択事業

77事業（下記は一例）

被災地の孤独・孤立対策

地域の居場所と連携した地域主体の社会的処方モデルづくり

特定非営利活動法人 クロスフィールズ（石川県）

能登半島地震の広域避難者を対象に、地域の居場所等と連携した社会的処方のモデルづくり。対象者同士が集い交流する機会を提供し、コミュニティ形成や地域参加につなげる取組。

孤独・孤立対策の新たな取組

見守り・居場所等孤独孤立防止の活動における情報発信

特定非営利活動法人 じゃんけんぽん（群馬県）

居場所づくりや見守りの活動にあわせ、生活にラジオが浸透している車社会において、ラジオから流れるメッセージが必要な人に届き、孤独・孤立防止に直接つながるのかを検証するパイロット的取組。

中高年の居場所づくり

“メンズ・シェッド”によるシニア男性の孤独・孤立の予防

札幌メンズ・シェッド ポックコタン（北海道）

地域との繋がりが希薄だった中高年男性が活躍するプラットフォームを構築。孤独・孤立防止につながると同時に、高齢者の地域包括ケアシステムにも成果を還元できるプロジェクトとして発展。

支援人材の育成

休職者・離職者のための居場所運営と、つながりをつくる支援人材育成

一般社団法人 NIMO ALCAMO（大阪府・京都府）
※R5採択団体

外出機会が減った休職者・離職者に対し、「誰かの役に立てていると感じる」機会を提供。また、支援ノウハウをまとめ、つながりをつくる支援人材の育成を実施。

社会参加に向けた準備支援

社会・地域・人とつながるための社会参加の準備支援

NPO法人 滋賀県社会就労事業振興センター（滋賀県）

空き家を活用して、就労に向けた軽作業の提供や社会・地域・人とのつながりが希薄な利用者のニーズにあった居場所づくり、つながりづくりなど、社会参加に向けた準備支援を実施。

官民連携

第二期・食で結ぶ「孤独・孤立対策プラットフォーム」の構築

一般社団法人 フードバンク八王子（東京都）
※R5採択団体

八王子独自の孤独・孤立対策プラットフォームとして、孤立者を支援するための官民が連携した会議体を構成。孤立者と繋がり続ける「フード・カフェ」開催のほか、大学と連携した学生支援等。

「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例①

～孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査～

ごちゃまぜのまちづくりで誰もが孤立しない地域コミュニティ作り

一般社団法人 えんがお

一般社団法人えんがおは、子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、全員がごちゃまぜに交流することで誰もが孤立しない地域コミュニティ作りを目指しています。地域の空き家や店舗を活用し、多様な世代が支え合う「ごちゃまぜのまちづくり」に取り組んでいます。

一般社団法人 えんがお 



コミュニティハウス前でメンバーと記念撮影



クリスマス会で参加者と一緒に餅つき大会



幅広い世代で足湯で交流

孤独・孤立対策強化月間ホームページより
<https://www.notalone-cao.go.jp/category/monthly/>

「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例②

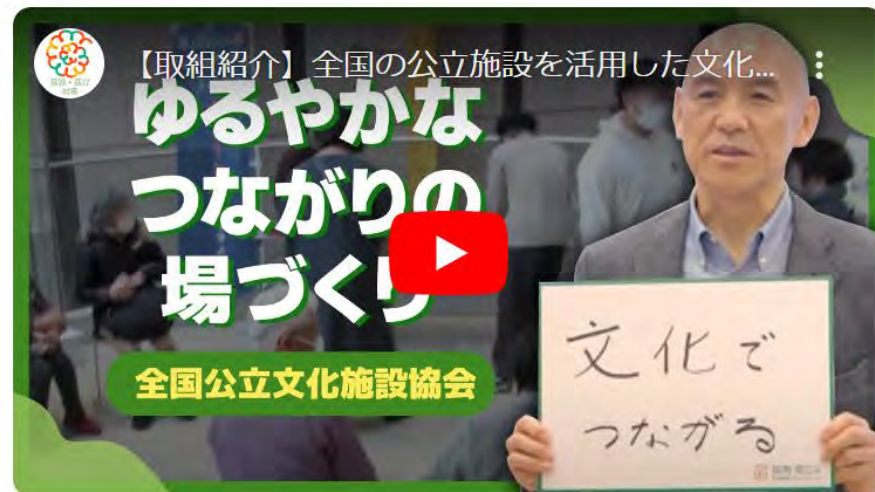
～孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査～

文化を通じた「ゆるやかなつながり」を生み出す地域コミュニティ作り

公益社団法人 全国公立文化施設協会

全国の自治体が建設した劇場、音楽堂等の文化施設約1,300館を会員とする統括組織。施設に向けた研修や活動調査、情報提供等の取組を行っています。施設を活用し、文化芸術活動をキッカケとした「ゆるやかなつながり」の場を生み出すことで、地域コミュニティの新たな形成を促し、孤独・孤立対策として地域の居場所作りを目指しています。

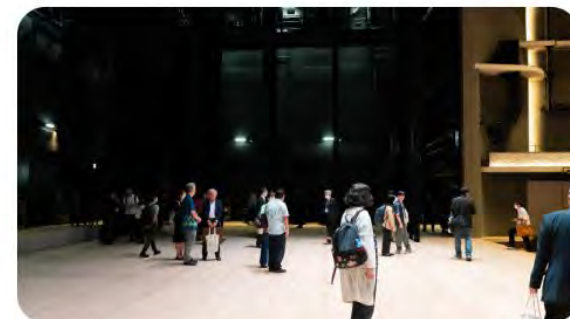
[公益社団法人 全国公立文化施設協会](#) 



2023年研究大会(沖縄) - 分科会 会場風景



2023年研究大会(沖縄) - 情報交換会 会場風景



2023年研究大会(沖縄) - アフターイベントの施設見学会

孤独・孤立対策強化月間ホームページより
<https://www.notalone-caojp/category/monthly/>

「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例③

～地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査～

アート鑑賞プログラムを通じて笑顔と対話が生まれる
場を提供

一般社団法人 ArtsAlive(アーツアラ イブ)

一般社団法人 ArtsAliveでは認知症当事者のご家族の方を対象に
開始した対話型アート鑑賞プログラム「アートリップ」を、現在の社会
で誰もが「その人らしく」「イキイキ」と生活する契機として全国で展開
しています。

[一般社団法人 ArtsAlive](#) 



「アートリップで絵を見る会」

誰もがアートで笑顔に！飛鳥晴山苑高齢者安心センターふれあい交流サロン「さくらのしずく」にて



「アート茶話会」

美術館の近隣のカフェで、出品作品の感想を楽しく共有し、
世代の異なる新たな友人や楽しい外出の機会を創出。



「ARTRIP+α」

仕事帰りの方々がアートを通して「心が温かくなる」つながり
の場を創出。黒船亭？K-SPACEにて

孤独・孤立対策強化月間ホームページより

<https://www.notalone-caio.go.jp/category/monthly/>

「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例④

～地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査～

社会に役立つスキルを身に着けながら地域貢献と自己実現を目指す「日本版メンズ・シェッド」

特定非営利活動法人 かみああと

特定非営利活動法人 かみああと は、高齢者や障害を持つ人々が社会に役立つスキルを身に着けながら地域貢献や自己実現を目指す取組を行っています。木造クラフトの制作などを通じ、参加者が楽しみながら社会貢献を目指す「ゆるやかなつながり」の場が形成されています。

特定非営利活動法人 かみああと 



孤独・孤立対策強化月間ホームページより
<https://www.notalone-cao.go.jp/category/monthly/>

地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進

- 住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・N P O等の関係者の連携を進めるため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援。
 - 官民連携プラットフォームのモデル構築と、その成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進。（令和6年度都道府県向けについては、孤独・孤立対策推進交付金により支援）
- ※令和4年度実績 29団体（都道府県・政令指定都市 12団体、市区町村 17団体）
※令和5年度実績 15団体（都道府県・政令指定都市 5団体、市区町村 10団体）
※令和6年度実績 32団体（都道府県・政令指定都市 21団体、市区町村 11団体）

実施体制

- 地方公共団体の実情に応じて、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- 国は委託事業者とともに、地方公共団体の活動をきめ細かく側面から支援し、調査・分析を実施。

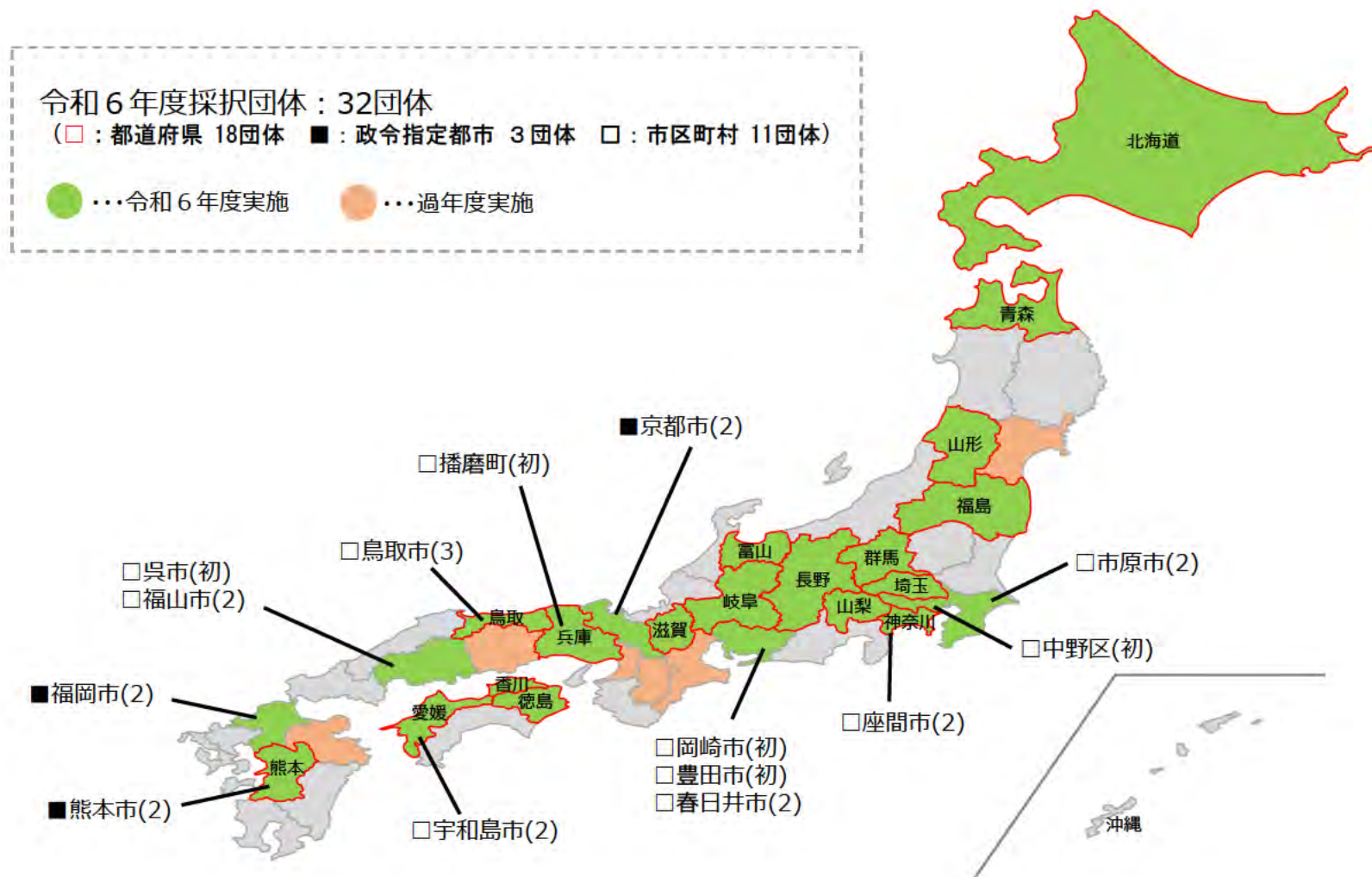
実証事業

地域の実情に応じ実施

- 官民連携プラットフォームの構築 ◎
- 孤独・孤立に関する普及活動 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業 ◎
- 当該地域における孤独・孤立の状況把握
- 地域における担い手の把握・見える化
- 人材確保・育成を目指す研修実施 など

地方公共団体の孤独・孤立対策の取組を強化

地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進
事業採択自治体マップ



広域自治体

※基礎自治体が行っているのと同様の工夫を広域自治体でも行っているが、これに加え、基礎自治体をバックアップする下記の工夫を実施

○基礎自治体との役割の整理

- 全道PFでは情報共有、広報・啓発、支援情報の一元化、連携した取組の好事例の共有を実施し、振興局PFでは地域課題の把握、地域づくり、つながりづくりの取組の推進を実施、と役割を整理【北海道】

○基礎自治体への情報発信・気運醸成

- 県内49市町村（約8割）を含む県PF会員向けに研修やワークショップの開催、事例の共有のほか、各種支援等の情報を提供【埼玉県】
- 2024年度以降市町村への説明会及びPFメンバーの募集（オンライン上を想定）を実施し、PFを設立（参画メンバーの確定）予定【富山県】

○基礎自治体職員への研修

- 県PF会員である市町村等向けに、市町村におけるPFづくりのポイントを学ぶワークショップなどを含む研修会を県主催で開催。【埼玉県】

基礎自治体

設置・運営形態の工夫

- 広域の自治体で連携してPFを設置（連携中枢都市圏を形成する6町との連携）【鳥取県鳥取市】
- PF運営の民間団体への移行【福岡県北九州市】

既存会議体の活用

- 既存の複数の会議体を整理・統合してPFを設置【広島県三原市】
- 既存の地域づくりの連携会議（岡山県笠岡市）や被災者支援・復興支援のための会議体（愛媛県宇和島市、熊本県熊本市）を基盤としてPFを設置

構成員等の工夫

- 地方銀行、郵便局が構成員として参加【鳥取県鳥取市】
※その他、農業協同組合が参加、商工会議所が参加（三重県伊勢市）、など
- 全国的な中間支援団体をPFのアドバイザーとし、連携してLINE相談を試行実施【山形県山形市】

特定のテーマから取組み、広げていく工夫

- ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者とその家族への支援（相談アプリとGIGAスクール端末の活用など）から入り広げていく例【大阪府枚方市】

PF構成員と連携した対策の推進

- 孤独・孤立問題を抱えた住民に早期に声がけできるよう「つながりサポーター」の養成研修を実施【鳥取県鳥取市】
- アートを活用した居場所づくり【神奈川県座間市】

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長

- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係 等

部局を横断する
庁内連携体制の構築

- ・地方公共団体が設置する各種機関（保健所・保健センター、学校 等）

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

その他関係団体

- ・様々な分野の市民活動団体（スポーツクラブ、文化芸術サークル、環境保全NPO 等）
- ・生協、農協、漁協、労働者協同組合 等

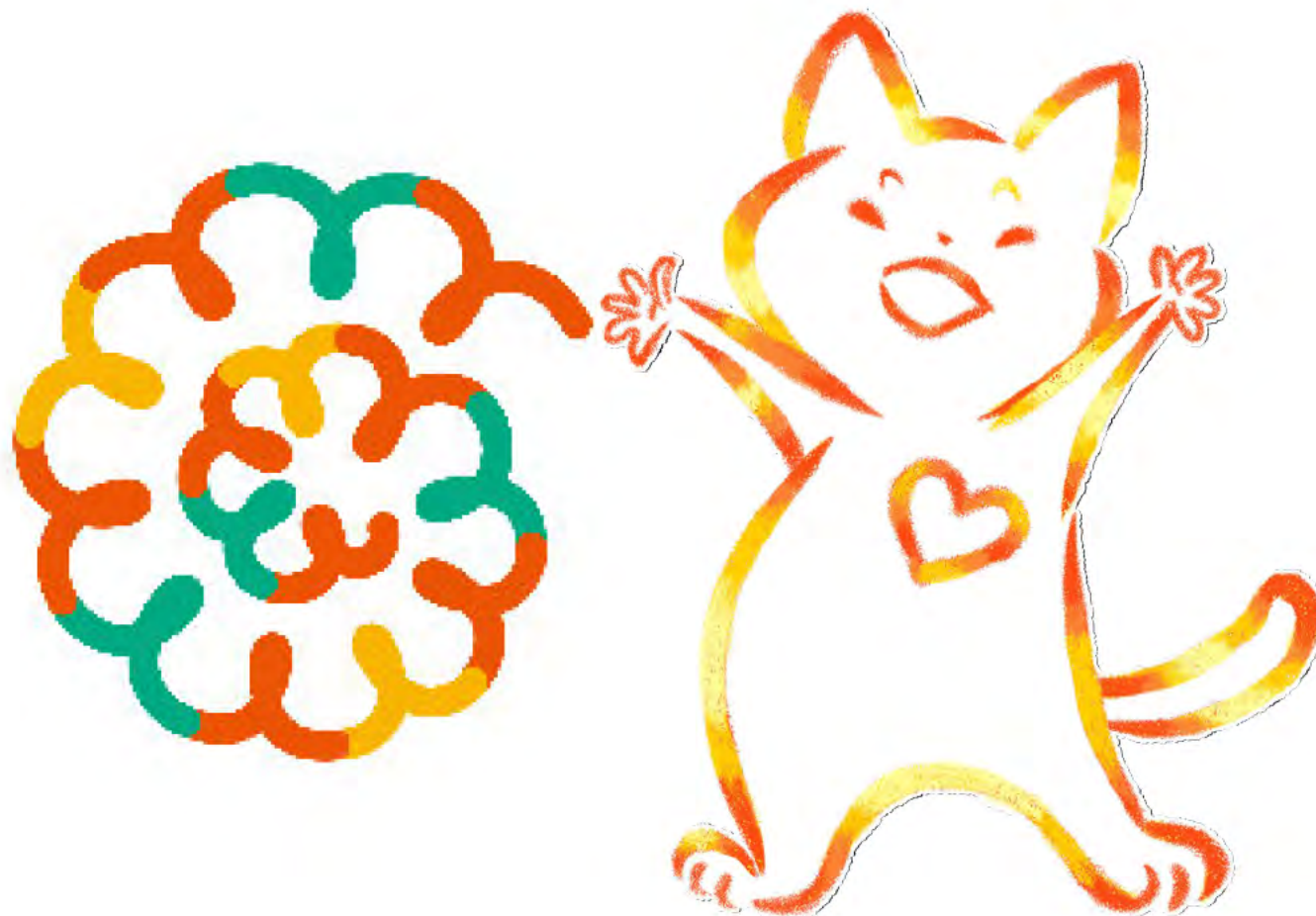
② 孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

※地域の実情に応じて組み立て



ご清聴ありがとうございました